

関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 令和5年9月6日(水)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

| | | | |
|---------------|--------------|---|------------|
| (1) 8月 9日(水) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 8月 9日(水) | 例会・関係機関との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 8月 9日(水) | 納涼会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 8月18日(金) | 西部地区委員会 | 於 | 大衆割烹 伍 |
| (5) 8月18日(金) | 南部地区委員会 | 於 | 旬彩ダイニング浪漫 |
| (6) 8月23日(水) | 深谷地区委員会 | 於 | いろはのみ |
| (7) 8月25日(金) | 中央地区委員会 | 於 | いづみ寿司 |
| (8) 8月25日(金) | 東部地区委員会 | 於 | 徳樹庵 熊谷銀座店 |
| (9) 8月25日(金) | 北部地区委員会 | 於 | 満る岡 |
| (10) 8月31日(木) | 大里地区委員会 | 於 | 葵寿司 |
| (11) 9月 1日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (12) 9月 1日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 関係機関との協議会・例会
日時 9月6日(水)午前9時30分～午前10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 9月6日(水)午前10時45分～午後0時15分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 熊谷法人会 三者懇談会
日時 9月 6日(水)午後0時30分～2時15分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 第38回全税共県北地域業務推進協議会
日時 9月8日(金)午後4時30分～7時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 1日研修
日時 9月12日(火)
場所 富岡製糸場、群馬サファリパーク他
- (6) 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会
日時 9月15日(金)午後2時00分～
場所 熊谷市立商工会館
- (7) 正副支部長・地域長会議
日時 10月2日(月)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (8) 熊谷税務署との協議会
日時 10月2日(月)午後3時45分～
場所 熊谷税務署
- (9) 第41回親睦野球・ソフトボール大会
日時 10月11日(水)午前9時00分～
場所 大宮けんぼグラウンド
- (10) 「税を考える週間」税理士による無料相談
日時 11月13日(月)午前9時30分～
場所 熊谷市立商工会館
- (11) 第33回学術研究討論会
日時 11月20日(月)午後1時00分～
場所 大宮ソニックシティ 2階小ホール

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

熊谷市固定資産評価審査委員会委員 富井晴夫会員
熊谷市特別職報酬等審議会委員 川田 茂会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《新規入会》

松本浩之 (令和5年8月24日新規登録) 租税教育推進部
〒366-0033 深谷市国済寺502-20 松本浩之税理士事務所
TEL048-538-6482

熊谷支部 会員数165名

6. 次回例会予定

日時 10月6日(金) 午前9時30分～10時30分 関係機関との協議会・例会
場所 ホテルガーデンパレス バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 10月6日(金) 午前10時45分～午前11時45分 研修会
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「税理士職業賠償責任保険」について
講師 SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン株式会社 白男川 翔氏

単位 1単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名:kumazei パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

支部事務局に、令和5年度広報用のポスター(B1サイズ、B2サイズ)が届いています。
希望する先生は、支部事務局まで取りに来ていただくようお願いいたします。

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和5年9月現在)

| | | |
|-------|-----------|-----------|
| 11月例会 | 11月 8日(水) | 午前10時30分～ |
| 12月例会 | 12月13日(水) | 午後 2時00分～ |
| 1月例会 | 1月10日(水) | 午前 9時30分～ |
| 2月例会 | 2月 7日(水) | 午前10時30分～ |
| 3月例会 | 3月27日(水) | 午後 2時00分～ |

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和5年9月6日
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税理士業務の実態確認の実施について (総務課)
毎年のお願いでありますが、税理士業務の実態確認のため、何名かの先生方の事務所にお伺いさせていただく、又は「税理士業務に関する回答書」の提出依頼文書の送付を予定しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(2) キャッシュレス納付の利用について (管理運営部門)
キャッシュレス納付の利用につきましては、日頃からご協力をいただきましてありがとうございます。

申告所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納付には振替納税の利用勧奨を、また、口座振替の制度がない源泉所得税、法人税等、法人の消費税及び地方消費税等の納付には、ダイレクト納付の利用勧奨をお願いします。

ダイレクト納付は、e-Taxをご利用の方であればキャッシュレス納付の中でも特に簡単な操作で完了することができ、便利な納付手段ですので、まだご利用いただいていない関与先の皆様に対しまして利用勧奨をお願いいたします。

(3) 電子納税証明書（PDF）について （管理運営部門）
別添1「電子納税証明書利用勧奨リーフレット」

電子納税証明書（PDF）は、申請から受取までの全てを自宅等で行うことができます。

関与先の皆様が納税証明書を取得する際には、是非、電子申請のご利用をお勧めいただくようお願いいたします。なお、電子納税証明書の申請には、利用者識別番号と暗証番号が必要になる旨も併せて説明いただくようお願いいたします。

(4) 電子帳簿保存法の改正について （個人課税部門）
別添2「電子帳簿保存法の内容が改正になりました」
別添3「電子取引データの保存方法をご確認ください」

電子帳簿等保存制度については、経理のデジタル化を通じた生産性の向上等につながるものであり、国税の納税義務の履行を確保しつつ、納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等の観点から導入された趣旨を踏まえ、その適正かつ円滑な執行に努めているところです。

特に、「電子取引データ保存」については、申告所得税・法人税に係る帳簿書類の保存義務者は遅くとも令和6年1月以降に行う電子取引について、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要がありますので、税理士会の皆様方におかれましては、必要な準備に関する指導につきまして、ご協力をお願いします。

(5) インボイス制度開始に向けての周知依頼等について （個人課税部門）
別添4「制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項」

適格請求書発行事業者の登録申請につきまして、関与先に対し周知いただき誠にありがとうございます。

いよいよ来月から制度開始となります。登録予定の関与先に係る登録申請書の提出の有無について今一度ご確認をお願いいたします。

なお、制度開始に向けて事業者にご留意いただきたい事項として、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」には別添4「制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項」が掲載されましたので、関与先等に説明を行う際にご活用ください。

(6) インボイス制度説明会及び登録要否相談会の開催日程について (個人課税部門)

免税事業者向けのインボイス制度説明会及び登録するか否かを検討されている事業者の方を対象とした登録要否相談会を関東信越国税局管内の全署で開催しております。

なお、10月以降についても熊谷税務署では、次の日程でインボイス制度説明会及び登録要否相談会を開催いたしますので、関与先の取引先などに説明を行う際にご活用ください。

| 開催日時 | | 開催場所 | | 説明会等の名称等 | 留意事項 | 連絡先 |
|----------|--|-------------------------------|-----|---|---|------------------------------------|
| 年月日 | 時間 | 住所・建物名等 | 定員 | | | |
| R5.10.24 | 【1回目】 10:00～11:30 【2回目】 14:00～15:30 | 熊谷市仲町41番地 熊谷税務署 別館2階会議室 | 20名 | インボイス制度説明会 1回目(10:00～11:00) 2回目(14:00～15:00) 登録要否相談会 1回目(11:00～11:30) 2回目(15:00～15:30) | 【要事前申込】 10月23日(月)17時までにお電話 でご予約願います。 駐車場に限りがありますので、公 共交通機関の利用など車での来 場はご遠慮ください。 | 熊谷税務署 総務課 (048-521-2905(代表)) |
| R5.11.15 | 【1回目】 10:00～11:30 【2回目】 14:00～15:30 | 熊谷市仲町41番地 熊谷税務署 別館2階会議室 | 20名 | インボイス制度説明会 1回目(10:00～11:00) 2回目(14:00～15:00) 登録要否相談会 1回目(11:00～11:30) 2回目(15:00～15:30) | 【要事前申込】 11月14日(火)17時までにお電話 でご予約願います。 駐車場に限りがありますので、公 共交通機関の利用など車での来 場はご遠慮ください。 | 熊谷税務署 総務課 (048-521-2905(代表)) |
| R5.12.13 | 【1回目】 10:00～11:30 【2回目】 14:00～15:30 | 熊谷市仲町41番地 熊谷税務署 別館2階会議室 | 20名 | インボイス制度説明会 1回目(10:00～11:00) 2回目(14:00～15:00) 登録要否相談会 1回目(11:00～11:30) 2回目(15:00～15:30) | 【要事前申込】 12月12日(火)17時までにお電話 でご予約願います。 駐車場に限りがありますので、公 共交通機関の利用など車での来 場はご遠慮ください。 | 熊谷税務署 総務課 (048-521-2905(代表)) |

(7) 特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用について (資産課税部門)

別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」

別添6「特定路線価設定申出書などの記載例」

別添7「特定路線価設定申出書の提出チェックシートへの画面遷移イメージ」

特定路線価設定申出書の記載内容の不備をなくし、特定路線価の設定申出に対して速やかな回答を行うため、別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」及び別添6「特定路線価設定申出書などの記載例」を作成し、関東信越国税局ホームページに掲載しております。

当該チェックシートを活用していただくことにより、特定路線価の設定申出の要否を判定することができますので、特定路線価設定申出の際には、当該チェックシートを活用していただき、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(8) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について

(法人課税部門)

発 送 日：令和5年8月31日(木)

回 答 期 限：令和5年9月13日(水)

令和5年6月支払分までの源泉所得税の納付確認が取れない徴収義務者に対し、国税局の源泉事務処理センターより、上記の日程で納付照会ハガキを発送しております。関与先から問合せがありましたら、早期の納付と回答ハガキの提出にご協力の程よろしくお願いいたします。

(9) 完全e-Taxについて

(法人課税部門)

前回もお願いしておりますが、添付書類をe-Taxにより提出されていない法人等に関与されている先生におかれましては、関与先の意向等もあると思いますが、関与先に対して、国税庁では「経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、完全e-Taxに取り組んでいる。」旨をお伝えいただき、完全e-Taxによる提出をご検討くださいますようお願いいたします。なお、完全e-Taxをしている先生からは、「初回時の勘定科目の紐付けは面倒だが、次回以降は劇的に効率化されるため、積極的に利用している。」、「郵送事務が不要となり、郵送先や封入漏れなどの確認作業（ストレス）がない。」、「提出した、してないといった行き違いの不安が解消した。」などの完全e-Taxにして良かったとの声もいただいておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(10) 酒類の手持品課税（戻税）の実施について

(酒類指導官)

別添8「酒類の手持品課税リーフレット」

令和5年10月1日に酒税率が改正（税率の引上げ、引下げ）されます。それに伴い、酒類の手持品課税（戻税）が実施されます。

酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和5年10月1日時点において所持する対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

その結果、所持する引上対象酒類の数量が1,800リットル以上である方は、10月31日（火）までに、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に「令和5年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書」を提出する必要があります。

なお、計算の結果納付となる場合の納期限は、令和6年4月1日（月）です。

また、引上対象酒類の所持数量が1,800リットル未満の方で、引下げ額が多く還付を受けようとする方については、10月31日（火）までに「酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出の上、還付申告を提出することができます。

詳細につきましては、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも説明動画を公開しております。

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求!

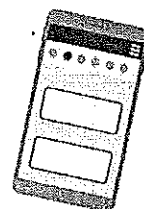
スマホで受取!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

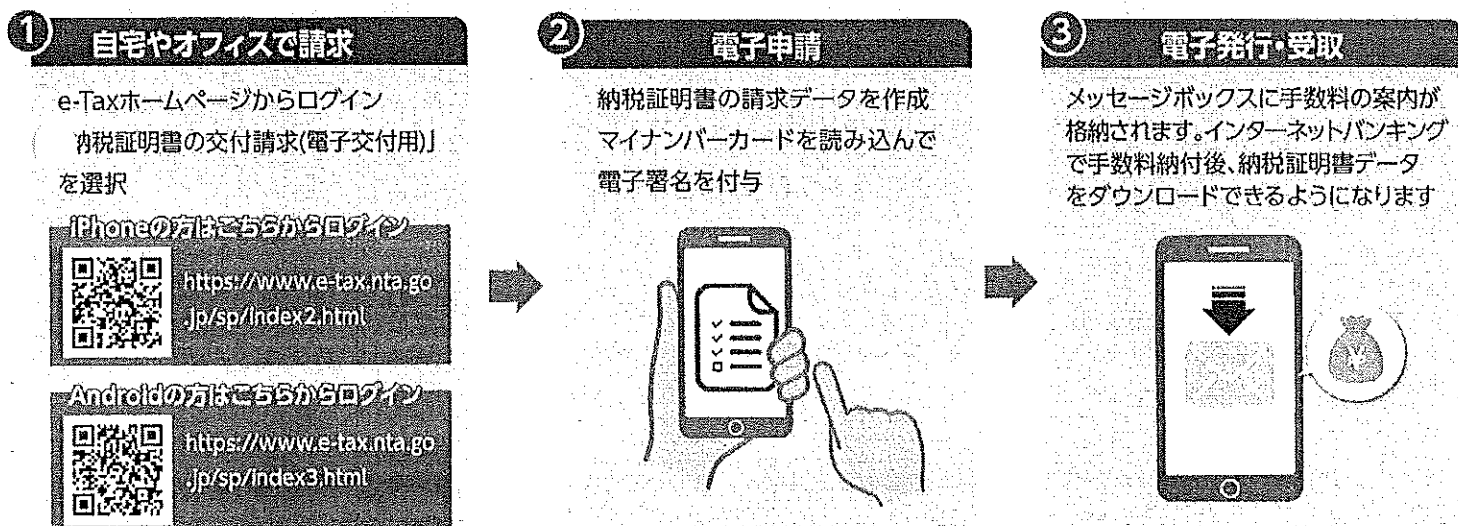
電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

他にもまだある 納税証明書の

便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



事前にオンラインで請求することにより、窓口での待ち時間が短縮できます。

オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

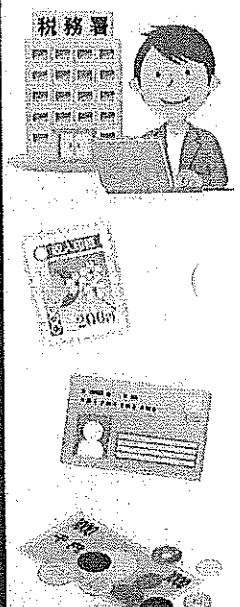
- ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

↑↑↑↑↑ さらさら税務署窓口の手続きは。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目1年度1枚370円
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、 で 検索



こちらからも
特設サイトに
アクセスできます

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

| ③における記載事項 | 帳簿の具体例 |
|---|---------------------|
| 売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項 | 売上帳 |
| 仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項 | 仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ） |
| 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項 | 売掛帳 |
| 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項 | 買掛帳 |
| 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項 | 受取手形記入帳、支払手形記入帳 |
| その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。） | 貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿 |
| 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ） | 有価証券受払い簿（法人税のみ） |
| 減価償却資産に関する事項 | 固定資産台帳 |
| 繰延資産に関する事項 | 繰延資産台帳 |

Q: 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

- ① 訂正削除履歴の保存、 ② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

電子帳簿保存法 電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- ・ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければなりません。
- ・ 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるの？

- ・ **改ざん防止のための措置**をとる必要があります。
- ・ 「**日付・金額・取引先**」で検索できる必要があります。
- ・ デイスプレィやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したもののやスクリーンショットでも問題ありません。

もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿保存制度特設サイト」に掲載しています。



こちらから特設サイトにアクセスできます

「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、次ページをご確認ください。



国税庁
(法人番号7000012050002)

改ざん防止のための措置とは？

- ・ 「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
 - ・ 改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。
- ※ 上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

検索要件を満たすための簡易な方法とは？

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

【①のイメージ】

| 連番 | 日付 | 金額 | 取引先 | 備考 |
|-----|----------|--------|----------|-----|
| 1 | 20240331 | 110000 | (株)霞商店 | 請求書 |
| 2 | 20240210 | 330000 | 国税工務店(株) | 注文書 |
| 3 | 20240228 | 330000 | 国税工務店(株) | 領収書 |
| ... | | | | |
| 49 | 20241217 | 220000 | (株)霞商店 | 請求書 |
| 50 | 20241227 | 55000 | 国税工務店(株) | 領収書 |

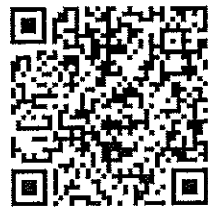
② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

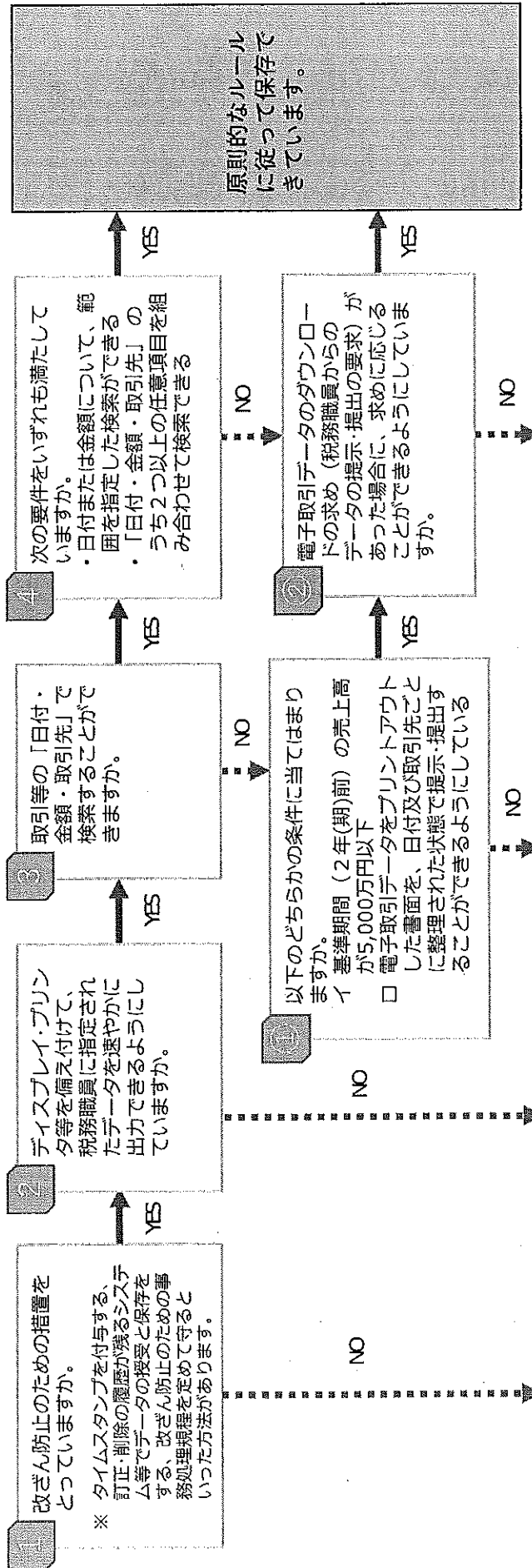
【②のイメージ】

- 📄 20240331_110000_(株)霞商店.pdf
- 📄 20240210_330000_国税工務店(株).msg
- 📄 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
- 📄 20241217_220000_(株)霞商店.pdf



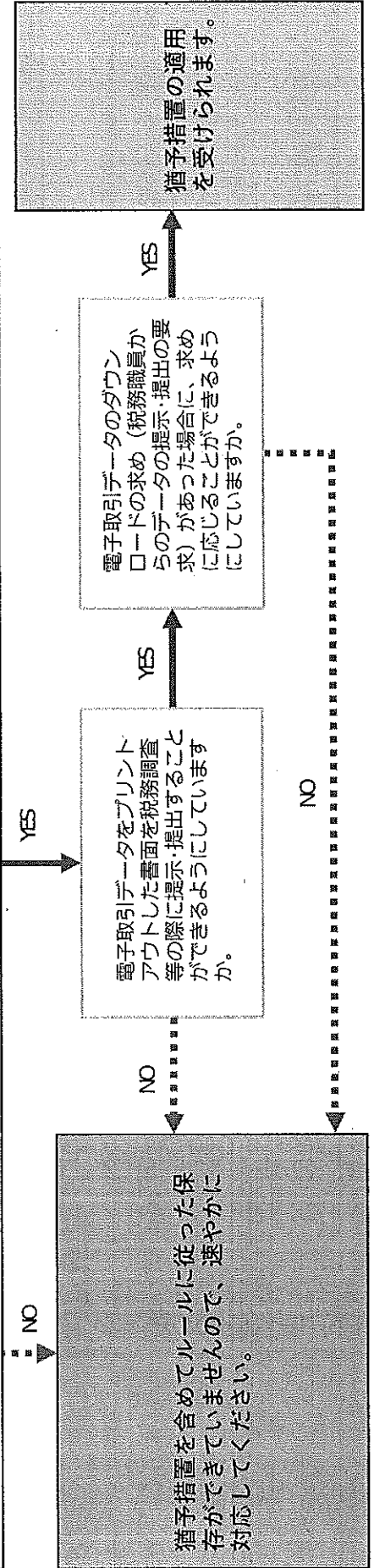
改ざん防止のための事務処理規程や索引簿のサンプルは、
こちらから確認できます

電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



上記1～4 (①イ・ロを含みます。)の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか(※)。

※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



登録申請期限

Q 10月1日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

9月30日(土)まで

に申請書を出す必要

- ・ e-Taxの場合、9月30日(土)の23:59:59までの受付となります
- ・ 郵送の場合、9月30日(土)の通信日付印のあるものまでとなります
- ・ 窓口提出の場合、9月29日(金)の閉庁時間 (17:00) までとなります

※ 9月30日は土曜日ですが、10月2日(月)まで期限は延びません。

インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか？

10月1日(日)の

取引から

- 具体的には以下の日が10月1日以降になる場合、交付義務が生じます
- ・ **モノの販売** : 出荷日、相手方の検収日など、引渡しの日として合理的な日
 - ・ **サービスの提供** : 物の引渡しを要する場合は、目的物の全部を引き渡した日
物の引渡しを要しない場合は、役務の全部を完了した日

※ 必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならぬわけではありません。

【具体例】

- ① 令和5年9月中の取引について令和5年10月に請求を行う場合 ⇒ インボイス対応の必要はありません
※ 令和5年9月以前にインボイス対応すること自体は問題ありません。
- ② 令和5年9月中に請求書を出し令和5年10月に納品を行う場合 ⇒ インボイス対応の必要はありません
⇒ この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【売手の対応】 Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する

2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す

3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

事後交付が困難な小売店などはどう対応するか？

⇒ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせしうえて、

事業者のHP等において「弊社の登録番号は『T1234...』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」と掲示する

買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらおうといった対応が可能です

※ これらの取扱いは、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせが届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいのか？

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、事業者においてご確認いただく必要があります

ただし

全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります

【具体例】

- ・ 新規取引先との取引：確認する
 - ・ 継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない
- ※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

取引に入る前の確認も重要です

※ 少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方）について、納税額を売上税額の2割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※ 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-AP I 機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。

インボイス制度について知りたい



インボイス制度特設サイト

インボイス制度とは何か？など、Q&Aやパンフレット等の内容については

インボイスコールセンター
(9時-17時 土日祝除く)

0120-205-553



インボイス制度の説明会

説明会への参加申込・個別相談については



税務署へ個別に相談する

税制以外のご相談は

関係省庁等の相談窓口

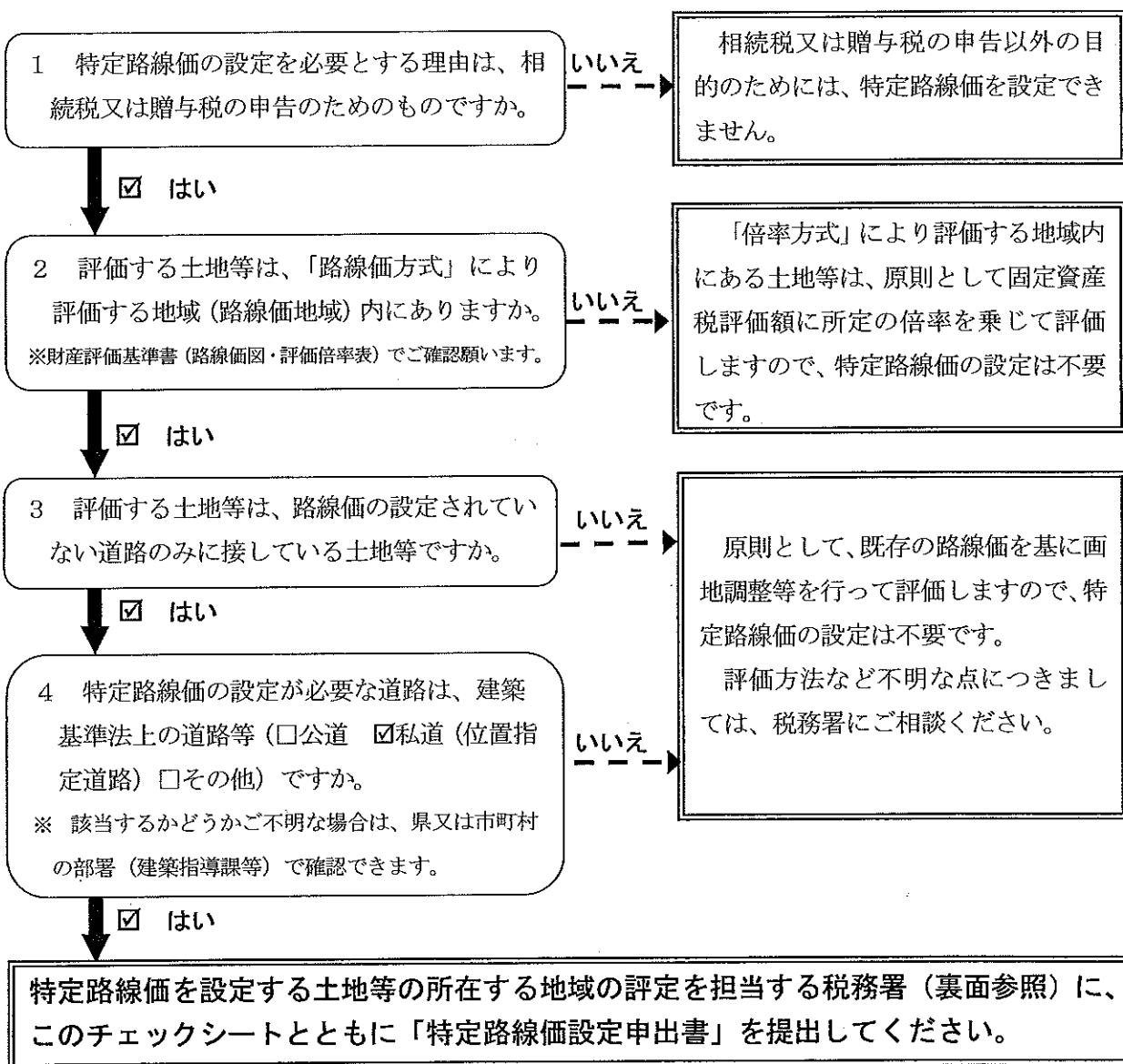


特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： 国税 三郎

土地等の所在地： ○○市○○5丁目123番11ほか1筆

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

評定担当署一覧

| 評定担当地域 | 評定担当署 |
|-----------------------------|--|
| 茨城県全域 | 〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 Tel 029-231-4211 (代表) |
| 栃木県全域 | 〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 Tel 028-621-2151 (代表) |
| 群馬県全域 | 〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 Tel 027-224-4371 (代表) |
| 川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内 | 〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 Tel 049-235-9411 (代表) |
| 川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内 | 〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 Tel 048-600-5400 (代表) |
| 熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内 | 〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 Tel 048-733-2111 (代表) |
| 新潟県全域 | 〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 Tel 025-229-2151 (代表) |
| 長野県全域 | 〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 Tel 026-234-0111 (代表) |

(注) 各税務署の電話は、自動音声によりご案内しています。問合せをされる場合は「2」を選択し、電話対応した職員に担当部署をお伝えください。

特定路線価設定申出書などの記載例

平成△年分 特定路線価設定申出書
令和

課税年分を記入します。

〇〇 〇〇 税務署長
〒 〇〇〇-〇〇〇〇
令和〇年〇月〇日 申出者 住所 (所在地) 〇〇市〇〇5丁目6番7号
(納税義務者)

納税義務者からの申出に限りします。

氏名 (名称) 国税 三郎

職業 (業種) 不動産業

相続税等の申告のために必要がある場合のみ申し出ることができます。

特定路線価の設定が必要か確認するため、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」をご活用ください。

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

| | |
|---------------------------------|---|
| 1 特定路線価の設定を必要とする理由 | <input checked="" type="checkbox"/> 相続税申告のため (相続開始日 R△年 8月 20日) 被相続人 (住所 〇〇市〇〇5丁目6番7号) 氏名 国税 太郎 職業 不動産貸付業 <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため (受贈日 _____) |
| 2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等 | 「別紙 特定路線価により評価する路線価を設定する道路の所在地、状況等の」 |
| 3 添付資料 | (1) 物件案内図 (住宅地図の写し) (2) 地形図 (公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日 R〇年 3月 _____ (4) その他 (・特定路線価設定申出書の提出チェックシート ・令和〇年分路線価図〇〇〇〇〇ページ ・登記事項証明書の写し) |
| 4 連絡先 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町123番地 氏名 埼玉 京子 職業 税理士 電話番号 〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 |
| 5 送付先 | <input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先に送付 |

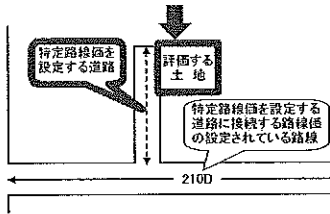
※ □欄には、該当するものにレ点を付してください。

評価する土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、その土地を評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定を申し出るために使用します。

印欄は記入しな

さい。

添付書類には、評価する土地等及び特定路線価の設定を申し出る道路の位置が特定できるよう適宜の目印などを付記してください。 <例>



回答書の送付先をいずれか指定してください。(注) いずれの場合も、申出者名で回答書が作成されますのでご了承ください。

(資 9-29-A 4 統一)

- ◎ この申出書等の様式は、国税庁ホームページの関東信越国税局コーナーからダウンロードできます。 <https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/index.htm>
- ◎ この記載例の4枚目「評定担当署一覧」をご覧ください、該当する評定担当署に提出(持参又は郵送)してください。
- ◎ この申出書を提出した場合でも、評価する土地等を、路線価を基に評価することができる場合には、特定路線価を設定しない(回答できない)こととなりますので、ご了承ください。

(2.11)

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

| | | | |
|--|---|------------|---|
| 土地等の所在地 (住居表示) | 〇〇市〇〇5丁目123番11 及び同所123番13 (〇〇5丁目3番4号) | | 特定路線価により評価する土地等の所在地等を評価単位に基づき、画地ごとに記載してください。 |
| 土地等の利用人名、 利用状況及び地積 | (利用人名) 国税三郎 (利用状況) 宅地(自用地) | 145.5 m | その土地等の利用人名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地(自用地)」、「宅地(貸地)」などと記載してください。 |
| 道路の所在地 | 〇〇市〇〇5丁目124番6 及び同所124番7 | | 「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。 |
| 道路の幅員及び奥行 | (幅員) 4.2m | (奥行) 約25m | 「評価する土地等の前面道路の幅員」及び「路線価の設定されている路線からその土地等の最も奥までの奥行距離」を記載してください。 |
| 舗装の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 舗装済 ・ <input type="checkbox"/> 未舗装 | | |
| 道路の連続性 | <input type="checkbox"/> 通抜け可能 (<input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) <input checked="" type="checkbox"/> 行止まり (<input checked="" type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) | | <input type="checkbox"/> 通抜け可能 (<input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> 行止まり (<input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) |
| 道路のこう配 | 約3度 | | 特定路線価を設定する道路にこう配がある場合に傾斜度を記載してください。 |
| 上水道 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) | | 各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合又は、「特定路線価を設定する道路」に敷設されていないが、引込距離が約50m程度で、容易に引込み可能な場合をいいます。 |
| 下水道 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) | | |
| 都市ガス | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) | | |
| 用途地域等の制限 | (第一種住居) 地域 建蔽率 (60) % 容積率 (200) % | | その土地等の存する地域の都市計画画法による用途地域、建蔽率及び容積率を記載してください。 |
| その他(参考事項) | 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路(〇年〇月〇日に位置指定を受けたもの) この道路に接道する土地の所有者6名が同一持分を所有しています。 | | |
| 上記以外に土地等の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。 また、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」を併せてご活用ください。 | | | |

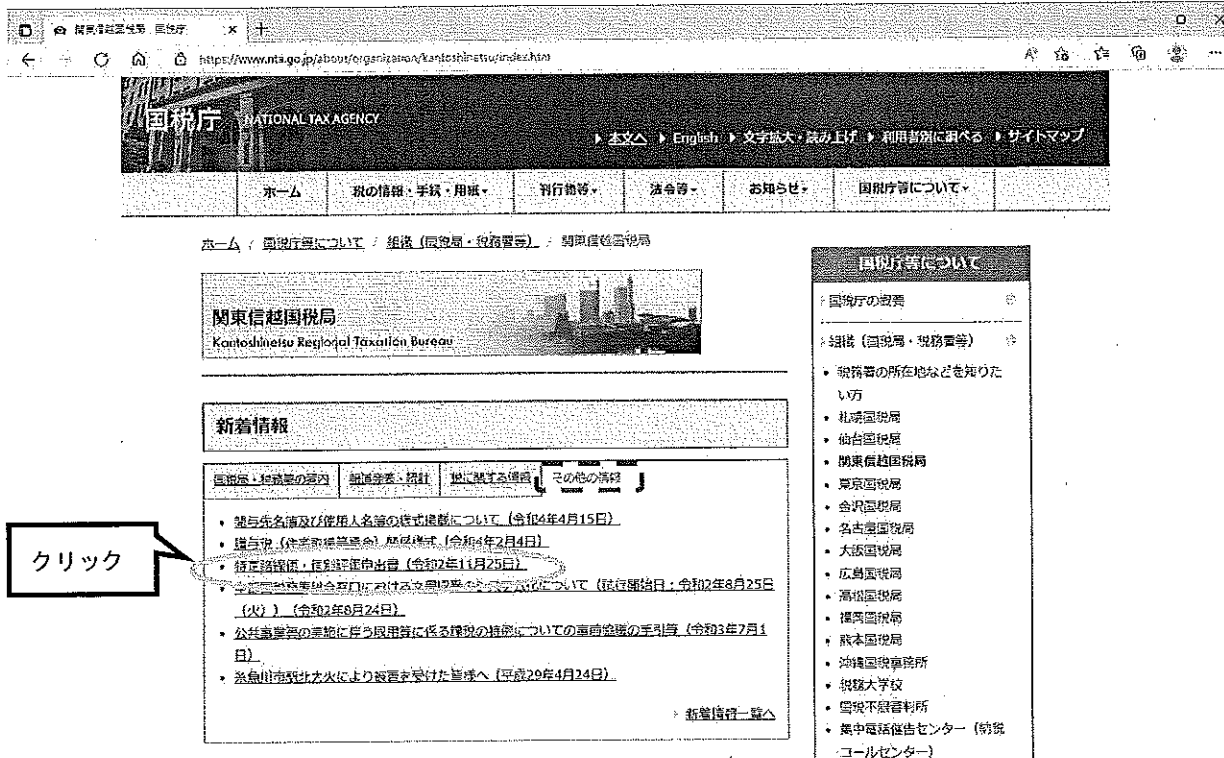
(資9-30-A4 続一)

(2.11)

特定路線価設定申出書の提出チェックシートへの画面遷移イメージ

1 関東信越国税局トップページ

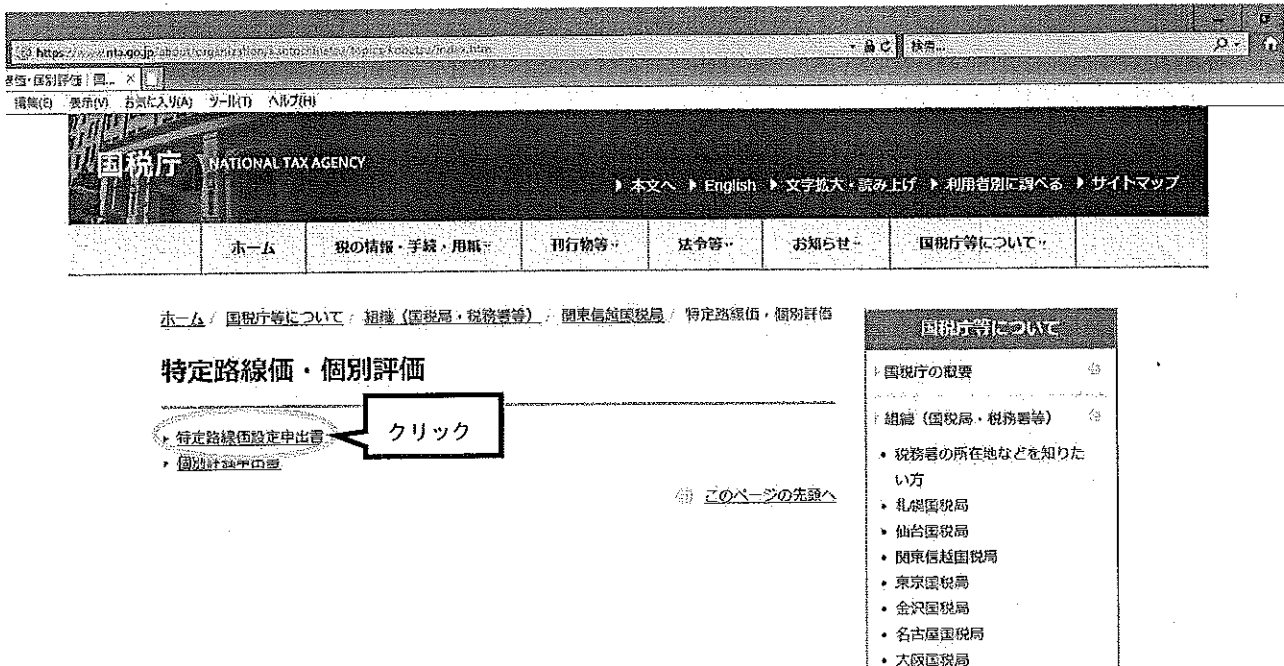
関東信越国税局トップページの「その他の情報」にある「特定路線価・個別評価申出書」をクリックする。



2 特定路線価・個別評価

「特定路線価設定申出書」及び「個別評価申出書」が表示される。

「特定路線価設定申出書」をクリックする。



3 特定路線価設定申出書

「特定路線価設定申出書」のページが表示される。

「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」をクリックすると特定路線価設定申出書の提出チェックシートが表示される。

The screenshot shows the National Tax Agency website. The main content area is titled '特定路線価設定申出書'. It contains several sections: [概要], [申請対象者], [提出方法], [交付書類・郵送], and [申請書様式・記載要領]. Under the [申請書様式・記載要領] section, there is a list of links. The link '特定路線価設定申出書の提出チェックシート' (PDF/92KB) is circled in red, and a red box with the text 'クリック' points to it. The right sidebar contains a menu titled '国税庁等について' with various links to regional tax offices and related services.

令和5年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます

令和5年8月
国 税 庁

～ 酒類の販売業者及び酒場・料飲店等を経営するみなさまへ ～

YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>（右のQRコードからもアクセスできます。）



令和5年10月1日に酒税率が改正（酒税率の引上げ・引下げ）されます。流通段階にある酒税率が改正される酒類の在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

全ての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和5年10月1日時点において貯蔵場所で所持する対象酒類の在庫数量を確認する必要がありますので、ご留意ください。

1 対象となる方※詳しくは裏面フローチャートによりご確認ください。




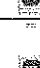
① 令和5年10月1日に、税率改正により酒税額が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その所持する引上対象酒類の数量（複数の場所で所持する場合には、その合計数量）が1,800ℓ以上である方（1,800ℓ未満の方で②に該当しない場合は申告する必要はありません。）

② ①に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方

※ 令和5年10月31日（火）までに、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要です

※ 届出をした場合、引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所について申告が必要となります

2 対象酒類と1リットル又は1本当たりの酒税の引上げ・引下げ額

| 引上対象酒類 | いわゆる「新ジャンル」 | 1ℓ当たり 約26円 | 缶1本（350ml）当たり 約9.19円の引上げ |  | | | | |
|--------|------------------------------------|---------------|-----------------------------|---|---------------|-----------------------------|---|---|
| | | 果実酒※ | 1ℓ当たり 10円 | ボトル1本（750ml）当たり 7.5円の引上げ | 引下対象酒類 | ビール | 1ℓ当たり 19円 | 缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ |
| | 発泡酒 （麦芽比率50%以上） | 1ℓ当たり 19円 | 缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ | 発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満） | | 1ℓ当たり 約12円 | 缶1本（350ml）当たり 約4.24円の引下げ |  |
| | 発泡性酒類 （発泡性③のうち品目が甘味果実酒に該当しないもの） | 1ℓ当たり 19円 | 缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ | 発泡性酒類 （発泡性③のうち品目が甘味果実酒に該当するもの） | 1ℓ当たり 120円 | ビン1本（750ml）当たり 90円の引下げ |  | |
| | 清酒※ | 1ℓ当たり 10円 | ビン1本（1,800ml）当たり 18円の引下げ | その他の醸造酒※ | 1ℓ当たり 20円 | ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ |  | |

3 申告期限・納期限

（注）※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものを除きます。

上記1の①又は②に該当し、手持品課税（戻税）の対象となる方は、確認いただいた令和5年10月1日（午前0時）時点の対象酒類の在庫数量を基に、引上対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに新旧税率の差額を計算していただき、それぞれの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に、令和5年10月31日（火）までに「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」（計算の結果、差額の還付を受けようとする方も含みます。）を提出していただく必要があります。なお、差額の納付が必要となる方は、令和6年4月1日（月）までに納付が必要となります。

（注）QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

令和5年10月に実施される酒類の 手持品課税（戻税）に関するフローチャート

令和5年10月1日に、引上対象酒類（いわゆる新ジャンル及び果実酒）を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者等（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）である

はい

いいえ

その所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上である
※複数の場所で酒類を所持している場合は、令和5年10月1日午前0時現在における全ての貯蔵場所に係る所持数量の合計数量で判断

はい

いいえ

対象酒類のうち、引下対象酒類（ビール、発泡酒、清酒、発泡性③、その他の醸造酒）のみを所持する貯蔵場所がある
※所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上であっても、引下対象酒類については申告義務がないことから、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所について還付申告を行うためには、その所轄税務署に申告及び届出を行う必要がある

ない

ある

引下対象酒類（ビール、発泡酒、清酒、発泡性③、その他の醸造酒）を所持する貯蔵場所があり、還付又は差額を計算した結果、引下げ額が多くその差額の還付を受けようとする方

はい

いいえ

納付すべき税額または還付を受ける金額がある場合には、令和5年10月31日（火）までに所轄税務署に手持品課税等の申告が必要です

また、令和6年4月1日（月）までに納付が必要となります

令和5年10月31日（火）までに、貯蔵場所ごとの所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の申告及び届出が必要となります

ただしこの場合、左記の申告期限までに引上対象酒類を所持する全ての場所についても申告が必要となります

税務署への手持品課税等の申告は不要です

インボイス制度に関するよくある税の質問等

1 『ETCの利用料について領収書が発行されませんが、どうしたらよろしいでしょうか』

ETCの利用料金は、基本的に領収書をもらうことがありません。

これまでは、クレジットカードの利用明細をもって使用額を確認し計算する方法が一般的でした。しかし、今後は、クレジットカードの利用明細だけでは仕入税額控除を行うことができず、ETCの利用料金に対してもインボイスを保存する必要があります。

⇒「ETC利用照会サービス」からダウンロードできる「利用証明書」です。

【ETC利用照会サービス】

<https://www.etc-meisai.jp>

上記サイトにアクセスし、ETCカード番号、車両番号、車載器管理番号等を登録することで、「利用証明書」の発行が可能になります。登録は無料で年会費等も掛かりません。

来月10月からの消費税インボイス制度開始に備え、早めのご登録をお勧めいたします。

2 『交付を受けたインボイスに誤りがあった場合は、どうしたらよいでしょうか』

買手（仕入れ側）である課税事業者が、交付を受けた適格請求書または適格簡易請求書の記載事項に誤りがあったときに、仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たすためには、相手方（売手）であるインボイス発行事業者に修正した適格請求書または適格簡易請求書の交付を求め、交付を受けて保存する必要があります（自ら追記や修正を行うことはできません）。これらは修正インボイスとも呼ばれます。

なお、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、相手方（売手）であるインボイス事業者の確認を受けた上で、その仕入明細書等を保存することもできます。

一方で、売手であるインボイス発行事業者は、交付した適格請求書または適格簡易請求書に誤りがあったときは、買手である課税事業者に修正した適格請求書または適格簡易請求書を交付しなければなりません。これらの方法は、例えば、

- 1) 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項のすべてを記載したものを交付する方法
- 2) 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したもの（修正箇所に当たる「正」の部分と当初に交付したものでの「誤」の部分に記載したもの）を交付する方法などが考えられます。

【参考】

国税庁HP「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」
問33、34、90

3 『商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方』

【国税庁HP】

タックスアンサー（よくある税の質問）⇒分野から探す（消費税）⇒仕入税額控除⇒No. 6480

No.6480 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

[令和4年4月1日現在法令等]

対象税目

消費税

具体例

事業者が商品を購入した際、その取引（課税仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

- ① ポイント使用が「対価の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額（値引後の金額）
- ② ポイント使用が「対価の値引きでない」場合には、商品対価の合計額（全額）

となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

| レシート | |
|----------------------|---------------|
| 〇〇ストア | |
| 東京都… | |
| 2019年10月XX日(土) 16:45 | |
| お茶 *1点 | 540 540円 |
| パン*1点 | 550 550円 |
| ポイント値引き | ▲21円 |
| 合計 | 1,069円 |
| 8%タイヨウ | 530円 |
| (内消費税) | 39円 |
| 10%タイヨウ | 539円 |
| (内消費税) | 49円 |
| 現金支払 | 1,069円 |
| *印は軽減対象 | |

1,069円が課税仕入れ
の対価の額となる。

②のケース：値引きでない

| レシート | |
|----------------------|---------------|
| 〇〇ストア | |
| 東京都… | |
| 2019年10月XX日(土) 16:45 | |
| お茶 *1点 | 540 540円 |
| パン*1点 | 550 550円 |
| 合計 | 1,090円 |
| 8%タイヨウ | 540円 |
| (内消費税) | 40円 |
| 10%タイヨウ | 550円 |
| (内消費税) | 50円 |
| 〇〇ポイント支払 | ▲21円 |
| 現金支払 | 1,069円 |
| *印は軽減対象 | |

1,090円が課税仕入れ
の対価の額となる。

(注1) 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿および区分記載請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

①のケース（値引き）

消耗品費（8パーセント対象） 530円 / 現金 1,069円

消耗品費（10パーセント対象） 539円

②のケース（値引きでない）

消耗品費（8パーセント対象） 540円 / 現金 1,069円

消耗品費（10パーセント対象） 550円 / 雑収入（消費税不課税） 21円

(注2) コンビニエンスストア等が実施している即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります（②のケースと同様）。

(注3) 共通ポイント制度を利用する事業者およびポイント会員の一般的な処理例については、「[共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例](#)」(PDF/143KB)をご参照ください。

根拠法令等

4 『取引先や従業員等に経費を立て替えてもらう場合』

【国税庁HP】

インボイス制度特設サイト⇒Q&A⇒Q&Aの目次一覧⇒問 92

(立替金)

問 92 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。

この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和4年11月改訂】

【答】

貴社が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

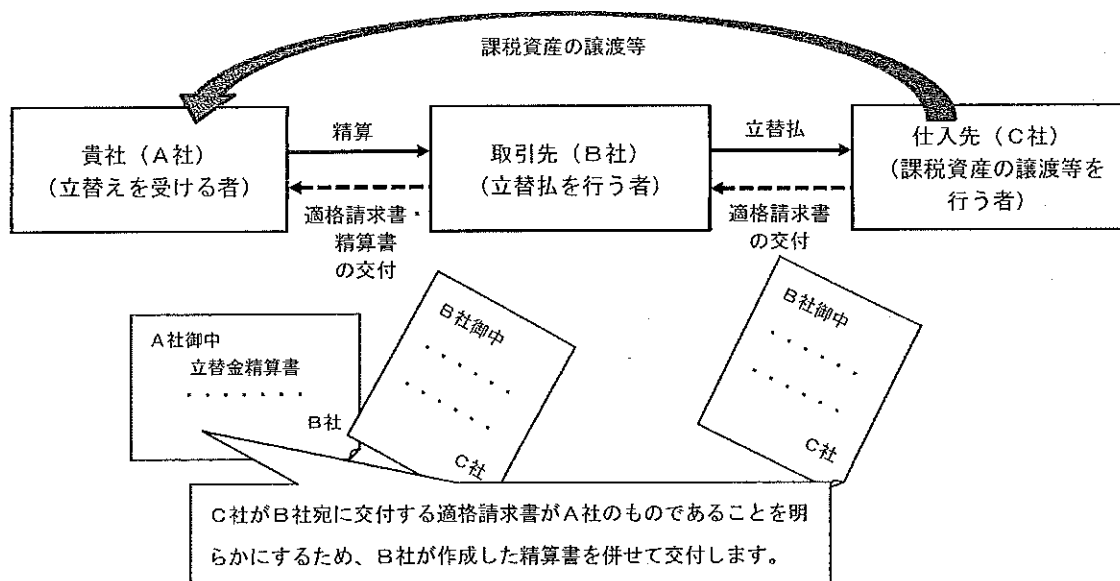
ご質問の場合において、立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）。

また、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れについては、問101《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合》を、帳簿の記載事項については、問107《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》をご参照ください。

【立替金の取引図】



インボイス制度において注意すべき事例

| 項目 | 想定されるケース（やりたいこと） | 注意すべき内容 |
|------------|--|---|
| 登録の取下げ・取消し | <p>インボイス制度開始前にインボイス発行事業者の登録を取り下げるケース</p> <p>インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消すケース</p> <p>令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置（注）の適用により登録を行い、登録を取り消すケース</p> | <p>令和5年10月1日以後に取下げは不可。取消しの手続きができず、少なくとも令和5年10月1日～課税期間末日までの課税資産の譲渡等について、インボイスの交付義務・保存義務、消費税の申告義務が生じる。</p> <p>※ 令和5年10月1日登録日としていた場合、取下書はその前日（9月30日）までに提出する必要がある。</p> <p>※ インボイス制度開始後に、登録申請書を提出してから登録日までに登録を取り下げたい場合も、取下書対応となる。</p> <p>翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、<u>翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。</u></p> <p>翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、<u>登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。</u></p> |
| 2割特例 | <p>課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、2割特例の適用を受けるケース</p> <p>2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、2割特例の適用を受けることができず、簡易課税制度の適用を受けるケース</p> | <p>令和5年10月1日を含む課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができるが、<u>当該課税期間中に提出しないと、当該課税期間は2割特例の適用を受けることができない。</u></p> <p>2割特例の適用を受けた事業者は、<u>その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。</u></p> <p>※ <u>申告時に届出書を提出しても当該申告分について簡易課税制度の適用を受けることはできない。</u></p> |

（注）免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能（28年改正法附則44④）。

免税事業者に係る登録等の手続・2割特例に係る手続

免税事業者のインボイス発行事業者への登録・取消し

| | | |
|------------|--|---|
| | 令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間 | 左記以後 |
| 提出書類 | 登録申請書 | 登録申請書 課税事業者選択届出書 |
| 提出期限 | 登録希望日（提出日から15日以後の登録を受ける日として希望する日）を記載して提出（注1、2） ※ 令和5年10月1日に登録を受けたい場合は9月30日（土） | 課税期間の初日から起算して15日前の日 （注1） 課税事業者選択届出書は課税期間の初日の前日 |
| 提出書類 | 登録の取消しを求める旨の届出書（登録日前は取下書） | |
| 提出期限 | 取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日（注1、2） ※ 令和5年10月1日前までに同日を登録日として登録申請書を提出している事業者が、申請を取り下げた場合、取下書はその前日（9月30日（土））までに提出する必要がある（到達主義：郵送は9月29日（金）必着）。 | |
| 取り消し後の納税義務 | 登録日から2年経過日の属する課税期間の末日までは納税義務あり ※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者については、その登録日を含む課税期間の納税義務は生じるが、その翌課税期間からは基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合などは納税義務なし。 | 課税選択した課税期間の初日から2年経過日の属する課税期間の初日以後は、課税選択不適用届出書を提出することができ、この場合、当該届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間以後は、納税義務なし。 |

（注1） 発信主義（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす）

（注2） 期限が土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。

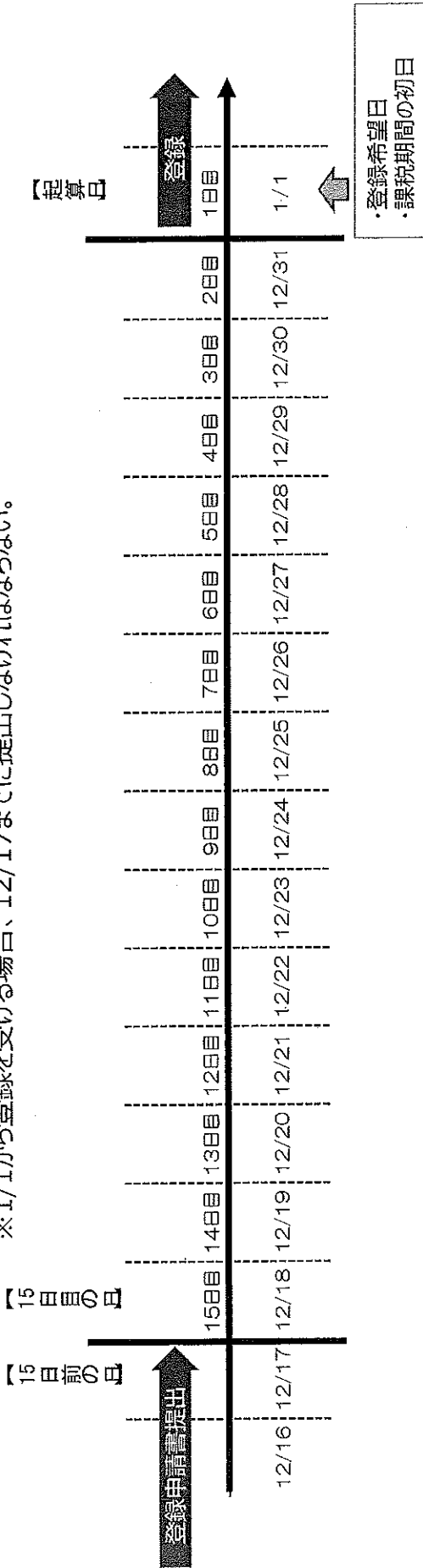
2割特例適用者に係る各種届出書の提出（※2割特例の適用に届出は不要）

| | | |
|---------------|---|--------------------------|
| | 提出対象者 | 提出期限 |
| 課税事業者選択不適用届出書 | 課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、2割特例の適用を受ける事業者 | 令和5年10月1日を含む課税期間の末日 |
| 簡易課税制度選択届出書 | 2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けようとする事業者 | 2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日 |

インボイス発行事業者の登録・取消しに係る手続の日数の計算

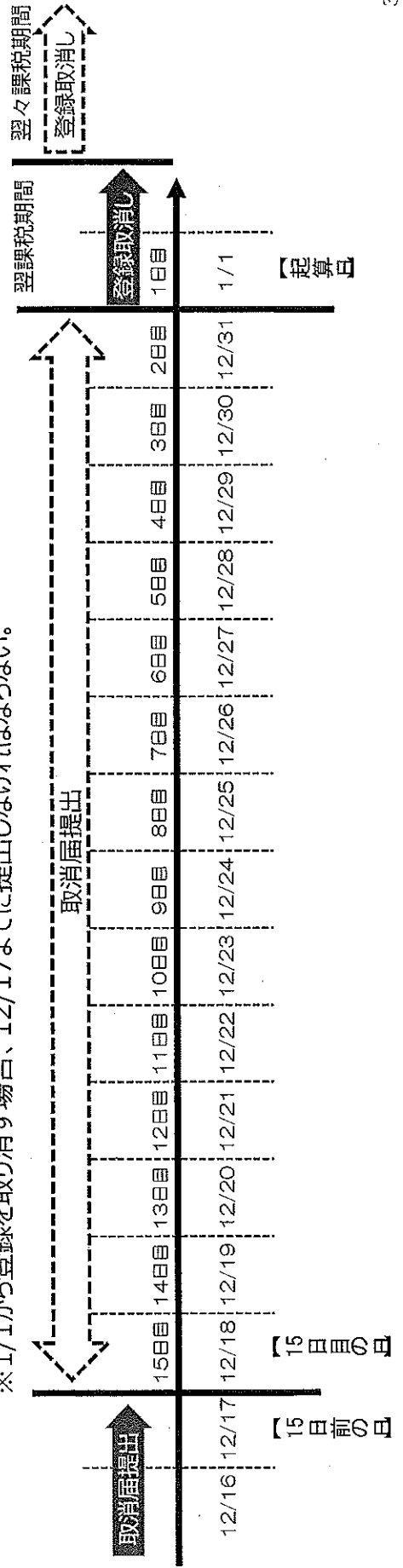
登録申請手続：インボイス制度開始後に課税期間の初日から登録を受けようとするときは、課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません（登録希望日から登録を受ける場合は、提出日から15日以後の日として事業者が希望する日を記載）。

※1/1から登録を受ける場合、12/17までに提出しなければなりません。



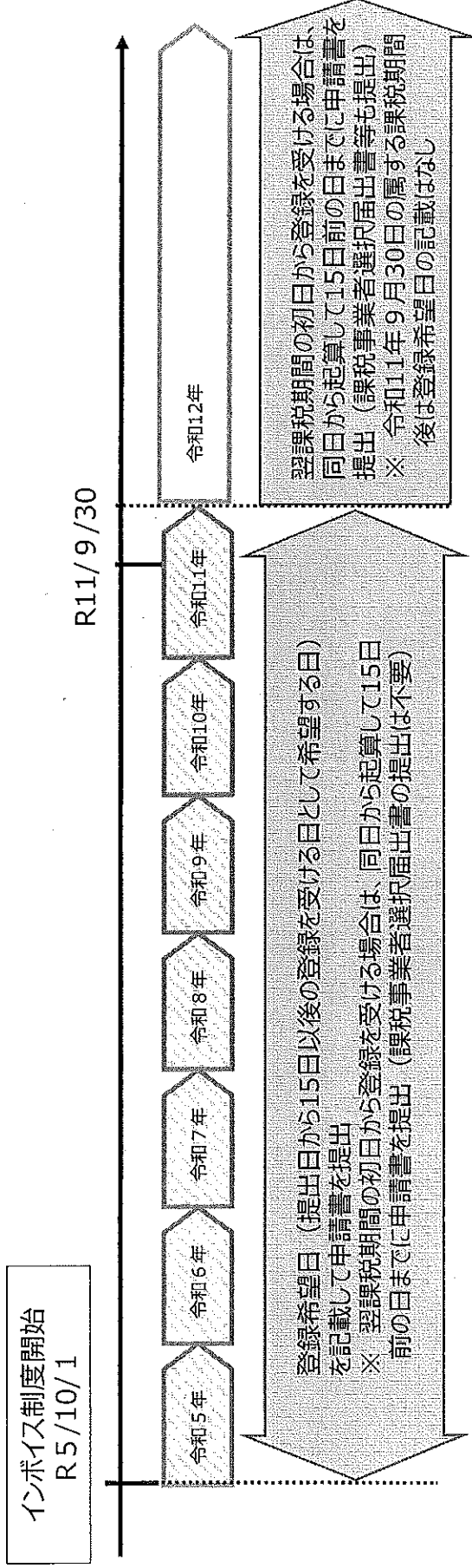
登録取消手続：翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに、届出書を提出する必要があります。同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。

※1/1から登録を取り消す場合、12/17までに提出しなければなりません。

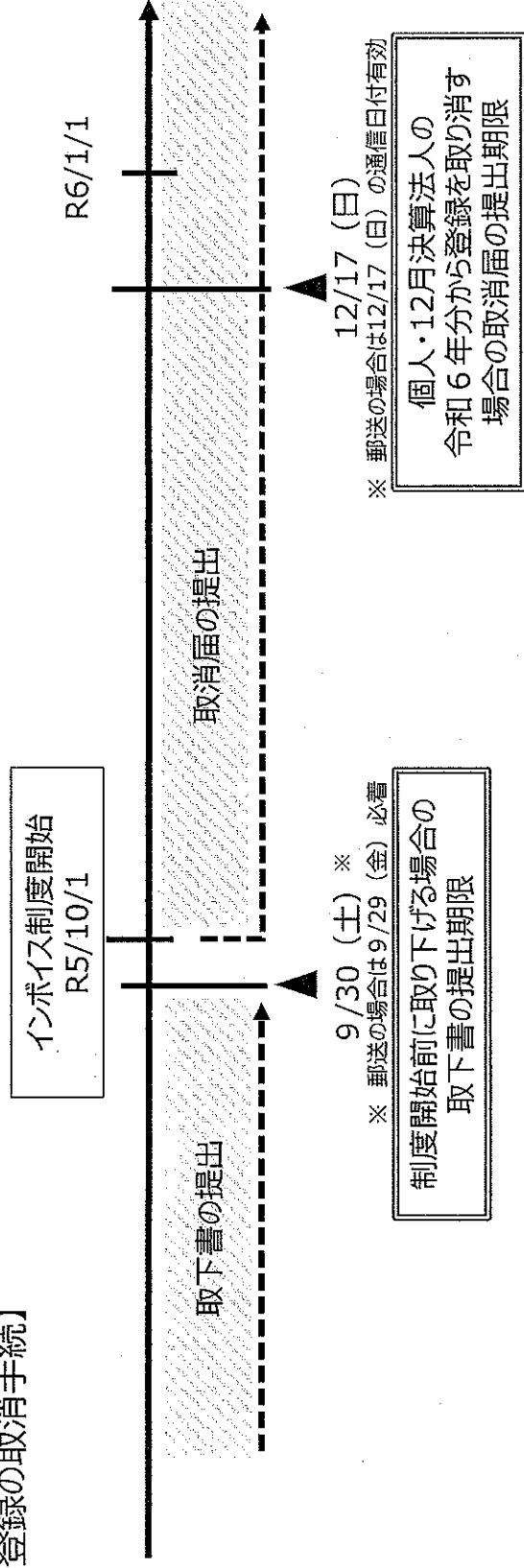


免税事業者のインボイス発行事業者への登録と取消しに係る手続

【登録申請手続（登録希望日の記載）】



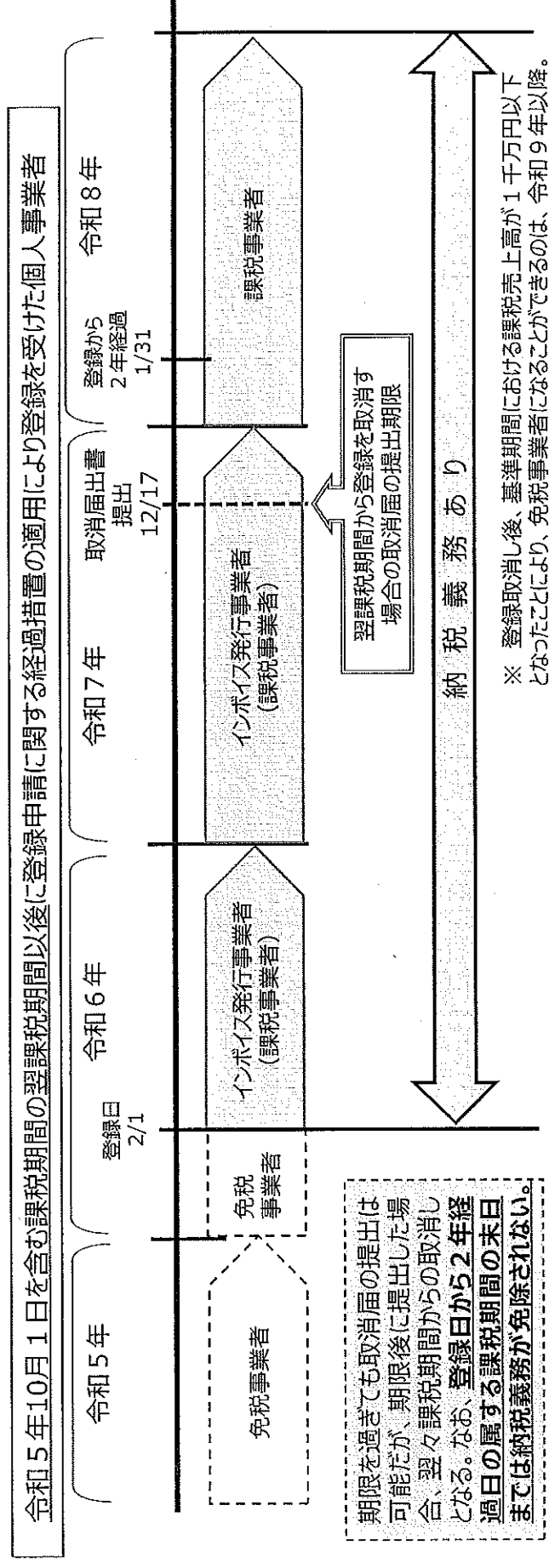
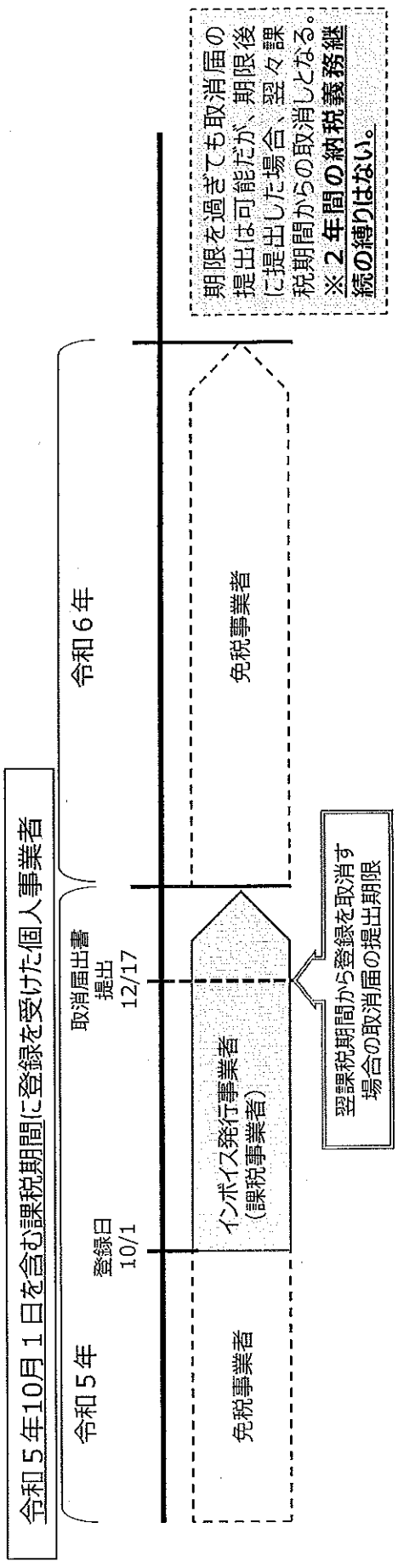
【登録の取消手続】



（注）制度開始後であっても登録日までに、適格請求書発行事業者の登録申請を取り下げる場合は、取下書を提出する。

免税事業者に係る手続（インボイス発行事業者の登録取消し）

- > 取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに取消届を提出する必要があります。
- > 登録申請に関する経過措置の適用により登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、納税義務あり（ただし、令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者を除く）。



※ 登録取消し後、基準期間における課税売上高が1千万円以下となったことにより、免税事業者になることができるのは、令和9年以降。

免税事業者に係る手続（2割特例関係）

【2割特例を適用できない課税期間①】

(例) 免税事業者であった個人事業者が令和5年10月に登録を受けた場合（基準期間における課税売上高のみを考慮したケース）

| 年分 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 | R7年 | R8年 |
|-------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 課税売上高 | 900万円 | 1,100万円 | 800万円 | 1,200万円 | 900万円 | 1,000万円 |
| 2割特例 | — | — | 適用可 | 適用不可 | 適用可 | 適用不可 |

※ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については、2割特例の適用を受けることができない。

【2割特例を適用できない課税期間②】

(例) 課税事業者である個人事業者が令和5年10月に登録を受け、翌課税期間は課税売上高を勘案すると免税事業者となる場合（基準期間における課税売上高のみを考慮したケース）

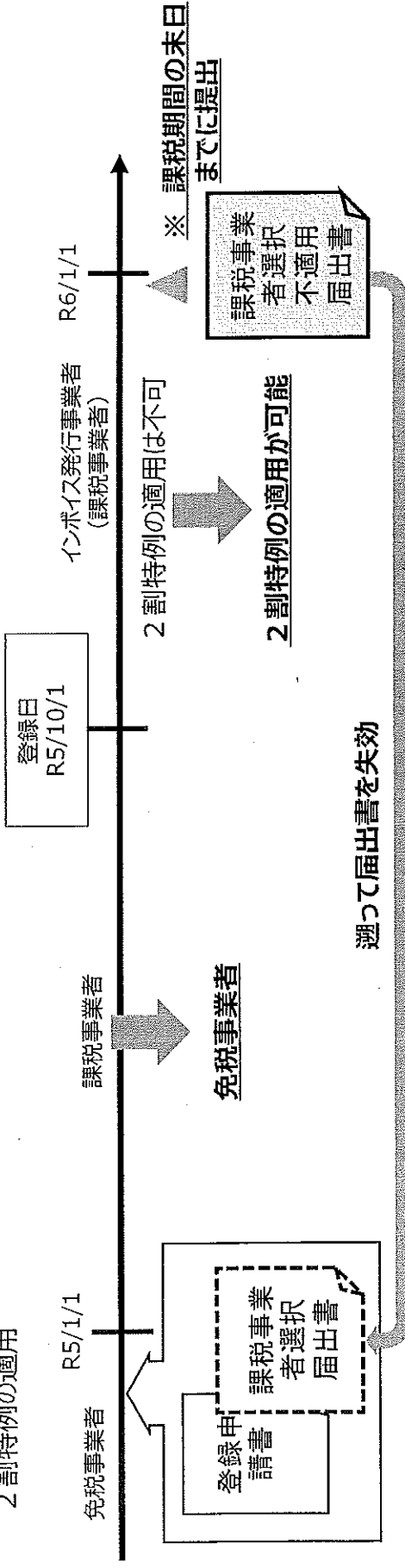
| 年分 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 | R7年 |
|-------|---------|-------|---------|---------|-------|
| 課税売上高 | 1,100万円 | 800万円 | 1,200万円 | 1,200万円 | 900万円 |
| 2割特例 | — | — | 適用不可 | 適用可 | 適用不可 |

※ インボイス制度開始日の属する課税期間において課税事業者であったとしても、その後の課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下の課税期間については、原則として、2割特例の適用を受けることができる（申告後に気づいても更正の請求ができない）。

免税事業者に係る手続（2割特例関係）

【課税事業者選択不適用届書の提出期限】

(例) 個人事業者が令和5年10月1日を含む課税期間に係る課税事業者選択届書を提出した場合におけるその届出書の失効と2割特例の適用



【簡易課税選択届書の提出期限 (R5.10.1～R9.9.30を含む課税期間)】

(例) 個人事業者が令和5年分の申告について2割特例を適用した場合における令和6年分の簡易課税制度選択届出書の提出期限

| 年分 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 |
|-------|-------|---------|-------|---------|
| 課税売上高 | 900万円 | 1,100万円 | 800万円 | 1,200万円 |
| 2割特例 | — | — | 適用可 | 適用不可 |

簡易課税制度の適用

令和6年から適用する場合の
簡易課税制度選択届出書の提出期限
(適用する課税期間の末日)

▲ 12/31

※ **申告のタイミングではないので注意**

令和5年9月6日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦 夫
副支部長 中村 武 司
地域長 森 戸 裕
研修部長 林 正 浩

税理士会36時間規定研修 令和5年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 初秋の候、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和5年10月6日（金）午前10時45分～午前11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『税理士職業賠償責任保険』について
講師 SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン株式会社 白男川 翔氏
対象 税理士会会員
バス 午前9時10分 熊谷駅南口
単位 1単位

9月28日（木）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和5年10月6日の支部研修会出席者は

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

「大原の土地」の今後の取扱いにご理解ご協力を！

会員 各位

関東信越税理士会
会長 大山 博之

■はじめに

関東信越税理士会（以下「本会」という。）には、昭和62年に税理士会館等の建設用地にする目的で取得して以来建設を果たせないまま40年近く所有を続けている土地（埼玉県さいたま市浦和区大原2丁目、以下「大原の土地」という。）があります。

この「大原の土地」に関して、令和5年3月15日発行の会報「関東信越税理士界」（以下「会報」という。）3月号（第814号）において、別冊として『大原の土地』の取扱いに関する報告書（以下「報告書」という。）をとじ込み、「大原の土地」の現状等について会員の皆様に報告するとともに意見の募集を行い、17人の会員から意見が提出されたところです。

また、県連役員をはじめ会員の皆様の理解につなげたいと考え、本年8、9月の間、各県連の支部長会等に本会役員が出席し、状況等の説明と意見の交換を行ったところです。

今後、会報等を通じて意見集約の結果を報告することとしています。

■現状と懸念

現在、「大原の土地」はさいたま市との使用貸借契約に基づき、同市の管理下で大原テニス公園の駐車場として利用されています。

「大原の土地」は、市街化調整区域にある上、自然環境の保全を目的とする「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく土地の利用制限を受ける土地であり、主な用途としては農地や農業用施設用地、公共性の高い広場や運動場などとされており、一般的な建物の建築は、原則として認められない土地となっています。

本会では、このような現状等から脱却するために、使用貸借契約を締結しているさいたま市及び基本方針を所管する埼玉県と幾多の意見交換を重ねるとともに、民間の譲渡先を模索してきましたが、打開策を見いだすことができない現状にあります。

さらに、今後も「大原の土地」を所有し続けることを考えると、現在のさいたま市との使用貸借契約の存否にかかわらず、経常費用の負担はもとより、将来の施設の老朽化に伴う多額の費用負担のほか、廃棄物投棄や何らかの事故等が発生した場合の金銭及び事務の負担等が深刻な問題となることが想定され、会員の皆様への新たな負担も懸念されます。

■今後の取扱いに係る考え

以上のことから、「大原の土地」については、できるだけ早期に今後の取扱いを見だし判断することが肝要と考えています。

その取扱いとして、財産検討特別委員会の意見であり、意見を寄せていただいた17人の会員からも賛意を得た「さいたま市への寄贈へ向けた働きかけをすることを最善策」と考えておりましたが、ここに来て、本年7月、学校法人から運動場として買い受けた旨の申し出があったことから「民間へ譲渡」することも選択肢に加えて、会益につながる取扱いとなるよう慎重に検討してまいりたいと存じます。

この長年の懸案事項を解決するには、会員の皆様の同意が必要となります。今後、判断し示させていただく取扱いについてご理解ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会長 大山博之
(公印省略)

令和5年度下期会費納付に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成29年4月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としいたしますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 納付内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の 4月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.カンシエカイ」です。

ご指定いただいている口座情報に変更がある場合は、事務局会費担当までご連絡ください。なお、手続きの都合上、10月26日の口座振替分については変更できませんのでご容赦ください。令和6年1月31日（水）までにお手続きいただいた場合、令和6年度上期分（4/26振替分）より新口座から引き落としとなります。

3. 納付金額

| 支部名 | 引落日 | 本会会費 | 県連会費 | 支部会費 | 合計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 熊谷 | 10/26 | 37,800円 | 14,000円 | 30,000円 | 81,800円 |

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期4月末、下期10月末が原則)

ゆうちょ銀行が令和4年1月17日から「現金支払いの加算料金」を導入しました。(ゆうちょ銀行・郵便局)窓口やATMにおける払込票での払込みにつきまして、現金でお支払いの場合は「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)の場合であっても、1件につき110円の加算料金が発生しますので、ご負担いただきますようお願い申し上げます。なお、ゆうちょ銀行の通帳・キャッシュカードを利用したお支払いは加算料金はかかりません。詳しくは、下記(ゆうちょ銀行ホームページURL)をご参照ください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2021/news_id001686.html

預金口座振替による会費納付へのご変更を、重ねてお願いいたします。

令和5年度 健康セミナー

関東信越税理士
国民健康保険組合

× R I Z A P



タイアップ企画

令和5年度の健康セミナーは、「結果でコミット」でおなじみの“RIZAP”とのタイアップ企画です！健康づくりのきっかけとしてぜひご参加ください。



対面形式

オンデマンド形式

開催方法

(開催場所に来場するもの)

(動画配信を視聴するもの)

開催日時

①令和5年11月18日(土)
②令和5年12月2日(土)
いずれも10:00~12:00

令和5年11月13日(月)から
令和5年12月10日(日)まで

所要時間

講義60分 運動30分 その他

50分程度

開催場所

①令和5年11月18日(土)
国保組合 保健センター
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-376-1)
②令和5年12月2日(土)
ホテルラシーネ新前橋(予定※)
(群馬県前橋市古市町1-35-1)
※会場調整中のため、申込時に必ず会場をご確認ください。

期間中であればいつでもどこでも何度でも視聴可能
(パソコン・スマートフォン等インターネット環境が必要)

参加対象者

- 関東信越税理士会会員の税理士とその家族
 - 上記の税理士事務所に勤務する職員とその家族
 - 関東信越税理士会および関連団体・県連・支部等の事務局職員とその家族
- ※ 国保組合加入を問わず、ご参加いただけます。

定員

①先着 70名 ②先着 50名

制限なし

参加費

無料

無料

※ 視聴にかかる通信費等は、視聴される方のご負担となります。

募集期間

令和5年 9月 1日(金)から
令和5年10月 6日(金)まで

令和5年 9月 1日(金)から
令和5年11月30日(木)まで

募集方法

組合ホームページの「新着情報」より「健康セミナーのお知らせ」
をご覧のうえ、参加申込フォームよりお申込みください。

組合ホームページ
QRコード →

(<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/news.html?id=216&preview=1&content=news>)

※メールアドレスの登録が必要となります。



RIZAPウェルネスプログラム

【導入編】

RIZAPメソッドの基礎である食事の知識と運動、
健康習慣を定着するための秘訣を伝授



★このような方におすすめです

- ・ 生活習慣を振り返りたい方
- ・ 健康的な食事の知識を身に付けたい方
- ・ 日常生活で気軽にできる運動を身に付けたい方
- ・ 目標設定の効果的な方法を身に付けたい方
- ・ 健康習慣を定着させるための秘訣を伝授

【お申込・お問合せ】

関東信越税理士国民健康保険組合
保健事業係 辻本・大竹

TEL : 048-631-2211 (音声案内3)

FAX : 048-644-3030

Mail : info@ka-z-kokuho.or.jp

(対面形式当日の連絡先) 080-2006-7799

健康こそ財産！

申込ガイド（申込の流れと注意事項）



【申込の流れ】

申込開始日：令和5年9月1日

Step① 国保組合ホームページにアクセス

組合ホームページ (<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)
にアクセスしてください。

関東信越 税理士国保

検索

Step② 「新着情報」の一覧から 令和5年度 健康セミナーのお知らせをクリック

「健康セミナーの概要」「注意事項」をご確認ください。

こちらのQRコードからも
健康セミナーのお知らせ
をご覧ください →



Step③ 申込フォーム

- ・申込フォームより必要事項を入力の上送信してください。
- ・送信後、ご登録されたメールアドレス宛に申込完了通知メールが届きます。
- ・申込完了通知メールに、オンデマンド視聴用のURLが届きます。
視聴開始日以降、このURLにアクセスすると、動画を視聴することができます。
（対面形式のお申込みをされた方にも、視聴用URLを送信いたします。
セミナーの復習などにぜひご利用ください。（視聴は無料です。））

【注意事項】

- 世帯でまとめて5名までお申込み可能です。
まとめてお申込の場合は、代表者のメールアドレスに視聴用URLが届きます。
（同一世帯内においても、個人ごとに視聴URLの送付を希望する場合は、お手数でも個人ごとにお申込み願います）
- 申込フォームを送信すると、申込完了通知メールが届きますので、メールアドレスをお間違えのないよう登録をお願いいたします。
万が一、メールが届かない場合は、お手数でも組合までご連絡ください。
連絡先：048-631-2211 関東信越税理士国民健康保険組合 保健事業係（音声ガイド3）
- 開催場所に来場する対面型のセミナーをお申込みの場合は、動きやすい服装でお越しください。
飲物・筆記用具をご持参願います。
- 国保組合 保健センターにお越しの際は、駐車場の用意がありません。お近くのパーキングをご利用いただくか、公共交通機関にてご来場願います。
- 申込フォームを利用しての申込が困難な場合は、組合までお問い合わせ願います。

関東信越税理士国民健康保険組合

埼玉協熊谷地域9月例会

令和5年9月6日(水)

<会務報告>

令和5年8月25日(金) 大同生命との決起大会
11:00～ パレスホテル大宮

<会務予定>

令和5年9月8日(金) 県北地域全税共業務推進会議
(行田・熊谷・本庄・秩父地域)
16:30～ホテルガーデンパレス

令和5年9月28日(木) 第6回常務理事会・第3回地域長会
12:00～パレスホテル大宮

令和5年9月28日(木) 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
15:00～パレスホテル大宮

<提携企業インフォメーション>

- ・SBI マネープラザ
- ・武蔵コーポレーション
- ・日本生命保険
- ・ミサワホーム